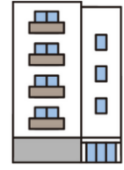


マンション 管理計画認定制度



マンション管理計画認定制度とは？

マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして流山市が認定する制度です。



認定を受けるメリットは？

管理が適正なマンションとして市場での評価が期待されるほか、住宅金融支援機構の「マンション共用部リフォーム融資」などの借入れの金利引き下げ、「マンションすまい・る債」の利率上乘せ等のメリットがあります。



どのように申請するの？

「管理計画認定手続支援サービス」(裏面)で事前確認適合証の発行を受けてから、流山市に申請いただく流れとなります。

認定手続支援サービス



詳細は
裏面へ

管理計画認定基準

国の基準と同じ。以下の項目をすべて満たす必要があります。

管理組合の運営

- ・管理者等が定められている
- ・監事が選任されている
- ・集会が年1回以上開催されている

管理規約

- ・管理規約が作成されている
- ・マンションの適切な管理のため、緊急時等の専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定めている
- ・管理組合の財務・管理に関する情報の書面又は電磁的方法による提供について定めがある

管理組合の経理

- ・管理費及び修繕積立金等について、明確に区分して経理が行われている
- ・修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない
- ・直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内である

長期修繕計画の作成及び見直し等

- ・長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容、及びこれに基づき算出された修繕積立金が集会で決議されている
- ・長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われている
- ・長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されている
- ・長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない
- ・計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でない
- ・計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっている

その他

- ・管理組合が区分所有者等への平常時の連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えるとともに、1年に1年に1回以上内容の確認を行っている
- ・流山市マンション管理適正化指針に照らして適切なものである

マンション管理計画認定制度相談ダイヤル

☎ 03-5801-0858

受付時間 10:00-17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)
一般社団法人 日本マンション管理士会連合会

【相談内容】

- ・マンション管理計画認定制度
- ・改正マンション適正化法全般



管理計画認定手続き 支援サービス

事前確認の申請は、「管理計画認定手続き支援サービス」を利用してオンラインで手続きを行う必要があります。詳しくは(公財)マンション管理センターへお問合せください。



認定期間

認定を受けた日から5年間

認定対象

市内の既存の分譲マンション

手数料

流山市への認定申請手数料は無料



「管理計画認定手続き支援サービス」の利用料及び事前確認に係る審査料は別途必要となります。



ご注意ください

事前確認適合証の発行がない場合、市では認定の申請を受け付けできません。管理計画認定手続き支援サービス(オンライン)で、市へ管理計画の認定申請をしてください。

流山市 まちづくり推進部 建築住宅課

お問合せ

✉ kenchikushidou@city.nagareya.chiba.jp

☎ 04-7150-6088



市ホームページ
(ID:1040881)